

かたくい通信

第1回口頭弁論/その1

発行：福井から原発をとめる裁判の会

今回は第6号その1～3まであります！

■世話人連絡先：松田(090-2037-9322)

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

■弁護士連絡先：笠原一浩弁護士

口座名：福井原発差止訴訟を支える会

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

記号：00760-6 番号：108539

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

(口座名等はこれまでのままです)

♥ご支援をよろしくお願いいたします！

♠ホームページ：http://adieunpp.net

(本通信 PDF 版もアップロードしてあります！)



再稼働は人格権・環境権の侵害です！

ついに始まりました。2013年2月15日(金)午前11時、福井の草の根の人たちを中心として、福井県内のみならず、県外からの多くの弁護士さんたちの支援を受け、全国の原告・支援者の熱い思いを集めて、ようやく第1回口頭弁論が行われました。当日の福井市はやや小雨模様・・・編者が福井地方裁判所の正面に近づくと、裁判所の向いの交差点のところで信号待ちをしている背広を着た10人ほどの人の姿が見えました。弁護団の皆さんです！心の中で「有難うございます。これからよろしくお願いします」と頭を下げました。以下、これまでも類似の内容に目にされた方も多いと思いますが、口頭弁論の開始における大切な訴えです。是非全文に目を通してくださいませ。

訴訟要旨陳述

弁護団 安部弁護士による要旨説明

【請求の趣旨】

被告は、大飯原発3・4号機（本件原発）を運転してはならない。

【請求の原因】

第1 序論及び結論

我が国は、広島と長崎に投下された原爆によって深刻な放射能被害を被ったうえ、再び福島第一原発事故によって放射能被害の恐ろしさを目の当たりにすることになりました。

特に原発が世界一集中する福井県においては、これらの被害から真摯に学ばなければなりません。

ところが、被告は、福島第一原発事故の原因が究明されておらず、安全基準も改定されておらず、活断層の十分な調査が行われていないにもかかわらず、国民の世論を無視して、本件原発の再稼働を強行しました。

このような本件原発の再稼働が原告らの人格権及び環境権を侵害するものであることは明らかであるため、原告らは、被告に対し、本件原発の運転差止を求めます。

第2 福島第一原発事故—日本最大の公害被害

福島第一原発事故では、1・2・3号機の原子炉内でメルトダウンはおろかメルトスルーまで生じ、また、1・3・4号機の建屋内で水素爆発が生じ、少なくとも広島原爆の数百個分の放射性物質が環境に放出され、現在もなお放出され続けております。

このような大量の放射性物質の放出によって土壌が広く汚染され、チェルノブイリ原発事故における移住義務ゾーン・移住権利ゾーンに分類される極めて深刻な汚染地域に限っても、その範囲は極めて広範に及んでいます。このため、避難者数は16万人を超えているにもかかわらず、除染は容易ではなく、長期にわたって避難を強いられるものと予想されています。そして、被ばくによる健康被害、特に子どもの健康被害が強く懸念されます。また、水や食品の放射能汚染も深刻であり、福島第一原発事故の被害額は天文学的な数字になると予想されます。

しかし、このように甚大な被害をもたらしている現状でさえ最悪の事態ではありませんでした。福島第一原発事故では大規模な水蒸気爆発などさらに重大な事態が起こり得たのであり、最悪の事態が起きれば今の5倍、10倍の放射性物質が放出という事態になりえたのです。

このように福島第一原発事故は、原発のリスクが決して許容できるものではないことを明らかにしました。

第3 福島第一原発事故をふまえた原発運転差止訴訟における立証責任

伊方最高裁判決は、「原発による災害を万が一にも起こしてはならない」という考え方に立ち、被告に具体的な立証の負担を負わせていますが、原発事故の被害の甚大さと原発の本質的危険性が福島第一原発事故によって明らかになったことに鑑みれば、伊方最高裁判決の考え方を一歩進めて、被告に立証責任を負わせるべきです。

この点、志賀原発訴訟第一審判決は、「原告らに

おいて、被告の安全設計や安全管理の方法に不備があり、本件原子炉の運転により原告らが許容限度を超える放射線を被曝する具体的可能性があることを相当程度立証した場合には、公平の観点から、被告において、原告らが指摘する『許容限度を超える放射線被曝の具体的危険』が存在しないことについて、具体的根拠を示し、かつ、必要な資料を提出して反証を尽くすべきであり、これをしてしない場合には、上記『許容限度を超える放射線被曝の具体的危険』の存在を推認すべきである」と正当な判断を行っております。

第4 本件原発を襲う地震と津波の危険性

我が国は、世界の地震の1割が集中する地震大国ですが、このような地震集中地に多くの原発を設置・運転しているのは我が国だけです。しかし、巨大地震が発生する危険性のある地域を原発立地候補地から除外する立地指針からすれば、我が国において原発を立地できる地域はおよそ存在しないものといえます。

本件についてみると、本件原発が位置する若狭湾周辺地域にも多数の断層があり、かつ、活断層である可能性が指摘されております。本件原発と大飯原発1・2号機との間を走っているF-6破砕帯は、活断層である可能性が濃厚であり、このような場所に原発を建設すること自体が許されないものというべきです。さらに、本件原発の直近に位置するFO-A断層・FO-B断層・熊川断層が3連動した場合は極めて危険です。

それに加えて、我が国では、活断層が確認されていない場所で大地震が発生した事例が多数存在し、いついかなる場所で大地震が起きてもおかしくない状況にあります。

そのうえ、我が国が地震大国ということは津波大国であり、東北地方太平洋沖地震におけるような津波が本件原発を襲った場合に対応できる手立ては、現在本件原発には存在しないのです。

第5 本件原発の技術的危険性

本件原発のような加圧水型原子炉では、冷却材喪失事故が発生した場合に冷却水を循環させるサンプという箇所が目詰まりを起こすという構造的な問題を抱えています。

また、原子炉圧力容器の溶接部分のひび割れから冷却水が漏えいする危険性があり、現に本件原発のうち3号機では過去に2回も原子炉圧力容器の溶接部分のひび割れが発見され、事故が発生しております。

さらに、本件原発の直近に位置するF O - A断層・F O - B断層・熊川断層が3連動した場合、本件原発の制御棒挿入時間が評価基準値を超えると考えられます。

このような技術的危険性からみても福島第一原発事故のようなシビアアクシデントが発生する危険性があるにもかかわらず、これらは何ら解決されないまま、本件原発は現在運転されているのです。

第6 現行の安全審査指針類及び技術基準は著しく不合理であり、また福島第一原発事故により効力が失われたこと

本件原発は、安全設計審査指針類による審査によって「安全性に問題はない」として設置許可を受けております。

しかし、福島第一原発事故は、これらの安全設計審査指針類が何ら安全性を担保するものではなかったことを明らかにしました。長期間の全電源喪失を考慮する必要はないという指針が誤りであったことは言うまでもありませんが、そもそも単一の原因によって一つの機器が故障することを想定しさえすれば良いという単一故障指針という指針自体が不合理であることが明らかになりました。このように現行の安全設計審査指針類は、その不合理性ゆえに当然に無効であるといわなくてはなりません。

また、現行の安全審査指針類は、内閣総理大臣

をはじめとする命令等制定機関が福島第一原発事故を受けてその失効を宣言していることや我が国が福島第一原発事故を経験したという立法事実の変遷から、もはや失効していることは明らかです。

したがって、本件原発の設置許可は、無効かつ失効した安全設計審査指針類によって審査がなされているのであるから、違法・無効であると言わざるを得ません。このように設置許可が違法・無効である以上、本件原発を運転させてはならないことは明らかです。

第7 放射性物質拡散の現実的な危険性と被害の重大さ

放射線を浴びた場合の発がんリスクについては、これ以下であれば安全であるという「しきい値」は認められておらず、さらに、若年者は、高齢者の数倍のリスクを背負うこととなります。原告らは、原発に由来する放射線被ばくについては、いかに低線量であっても受け入れることができませんが、一般人の被ばく許容限度は、少なくとも国が定めた年間1 m S v以下とするべきです。

一方、福島第一原発事故で放出された大量の放射性物質によって年間1 m S v以上となる可能性のある土地の面積は、国土の約3%に及んでいます。そして、食物等を通じた内部被ばくによる健康被害も深刻な問題となりつつあります。

しかし、福島第一原発事故で大気中に放出された放射性物質の総量は、これでもチェルノブイリ原発事故の約6分の1です。福島第一原発事故で大規模な水蒸気爆発や原子力委員会の近藤駿介委員長が想定した最悪事態が起きれば、より大量の放射性物質が東北各県や首都圏を汚染したものと考えられます。

本件についてみると、本件原発が立地している福井県は、15基もの原発を抱える原発密集地です、これらの原発は、運転中でなくとも大量の使用済み核燃料を保管しており、本件原発で事故が起きた場合、福島第一原発事故以上に放射性物質

が拡散するおそれがあります。

このように、本件原発において最悪の事故が生じたと想定した場合は、原告らのうち最も遠方の北海道に居住する人についても、年間1mSvを超える被ばくのおそれがあり、全ての原告らにおいて、人格権ないし環境権侵害の具体的危険があるものというべきです。

第8 電力需給等は原発運転再開の理由と ならないこと

本件原発は、昨年夏の電力不足を理由として再稼働が強行されましたが、本件原発を稼働させなくとも電力不足は生じていなかったことは既に明らかになっています。そもそも原発がなくとも電力は足りません。

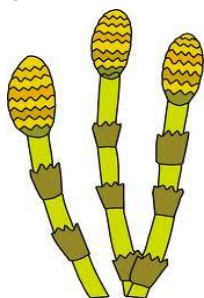
また、原発のコストは、福島第一原発事故で明らかになったような事故コストを考慮すればコストが低廉であるとも言えませんし、また、温室効果ガスの削減という観点からも原発はむしろ有害であって、その必要性を認めることはできません。

このように本件原発の稼働については、必要性すら認められないものです。

お知らせ

◆35名が二次提訴です！

福井地方裁判所に午後2時10分集合です。2時30分から提訴。3時から裁判所のすぐ近くの福井弁護士会館（福井市宝永4-3-1三井生命ビル7階）で記者会見です。二次提訴には全国から合計35名の方々が新たに原告となりました。これで一次提訴の154名と合わせて原告数は計189名となりました。当日参集可能な方々は是非ご参加ください。お待ちしております。♥



◆ 講演会 「福島原発事故から2年 —新安全基準の問題点」（仮題）

講師：後藤政志（ごとうまさし）さん

とき：3月30日（土） 13:00より

ところ：福井別院講堂（福井市花月1丁目）

参加費：500円

講師略歴：元原子炉格納容器設

計者。1949年東京生まれ 1973

年 広島大学工学部船舶工学科卒。

三井海洋開発（株）で海洋構造物

（石油掘削リグ）設計に携わる。

1989年（株）東芝入社 原子力プラント設計に従事する。2009年東芝退社。現在、芝浦工業大学、早稲田大学-東京都市大学大学院共同原子力専攻、國學院大学非常勤講師。博士（工学）。現代技術史研究会会員。設計工学、構造設計、産業技術論。元船舶・海洋構造物設計技師。NPO APAST 理事長

★福井から原発を止める裁判の会主催：お問い合わせ *小野寺（090-6275-4451）・松田（090-2037-9322）



◆「第1回総会」のご案内

上記の後藤政志氏講演会の後、3時すぎから4時半頃まで「福井から原発を止める裁判の会」の総会を行います。場所は同じく福井東別院講堂です。

内容1、会員会則

内容2、事務局設置とその係分担について

内容3、会計報告

内容4、予算案提案

★「福井から原発を止める裁判の会」の会員（原告・支える会・準会員）の方々の多くの参加をお願いします。これから長く続く裁判による闘いをどのように継続・運営していったらよいかを話し合う機会です。なお、前回、通信による会計報告と書きましたが、総会での承認を経て、次回通信に報告させていただきます。